

[学術論文]

社会的養護離脱後のホームレス経験に関する研究

—子ども時代の貧困の観点から—

A Study on Homeless Care Leavers
—from the viewpoint of child poverty

谷 口 由 希 子

Yukiko TANIGUCHI

Studies in Humanities and Cultures

No. 25

名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷 25号
2016年1月

GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES

NAGOYA CITY UNIVERSITY
NAGOYA JAPAN
JANUARY 2016

[学術論文]

社会的養護離脱後のホームレス経験に関する研究

—子ども時代の貧困の観点から—

**A Study on Homeless Care Leavers
—from the viewpoint of child poverty**

谷口 由希子
Yukiko TANIGUCHI

要旨 本論文は、子ども時代の貧困の持続性について考察する。具体的には、子ども時代に児童養護施設などの社会的養護を経験し、なおかつ施設退所後にホームレス生活を経験した11名を対象にインタビュー調査を行い、子ども時代からホームレス生活に至るまでの生活史を分析した。

その結果、第1に、ほとんどのケースにおいて社会的養護からの離脱後には施設や家族との関わりはなく、勤務先の寮などで生活している。保護者も頼ることができず「帰る場所がない」居住環境にあるため離職がホームレス経験に直結している。第2に、子ども時代から大人になりホームレス生活に至るまで社会的養護の事由となる家族基盤の脆さは一貫してある。すなわち、子ども時代は社会的養護というシステムに包摂されるが、社会的養護が発生する問題自体は、子ども時代を経て大人になった時点においても解決されず、施設での生活や高校卒業等の教育歴を獲得することによっても生活の立て直しが容易ではないことが示唆された。

キーワード：社会的養護、ホームレス、子ども時代の貧困、貧困の持続性

I. 研究の背景と目的

1. 本研究の背景と視座

子ども時代の貧困や社会的排除の経験はいかにその後の生活に影響を及ぼすのだろうか。子ども時代の貧困の持続性は先行研究においても指摘されている。たとえば松本(2010)は「貧困は『ある一時点での購買力のなさ』を超えて、生活過程における『不利の連鎖と蓄積』として現象する」と述べている。また別稿では、子どもの貧困の本質は「発達権の侵害」にあることから、「子どもの可能性の制限、発達の阻害、関係の崩壊、自立の困難が、家族における経済的資源の

制限とどのように絡まり合っているのか」を明らかにする必要性を述べている（松本：2008）。貧困や社会的排除の状態にある子どもたちのなかでも、虐待をはじめ複合的な要因が絡み合い、保護者とともに暮らすことのできない子どもたちの多くは社会的養護¹の下で生活をしている。これらの子どもたちは、社会的養護からの離脱後、どのような生活を形成しているのだろうか。

近年、措置解除された当事者の社会的養護離脱後の支援は、社会的養護を担う児童養護施設や自立援助ホームといった施設や団体、里親だけではなく、社会的養護経験者の当事者団体やNPO法人等において、広がりを見せつつある。その一方で、さまざまな事情により施設職員等の養育者でも居場所を把握できない当事者もいる。この中には生活困難な状況に置かれ「声を上げることのできない人」あるいは「声が届けることができない人」がいることが推測される。

社会的養護経験者の貧困や社会的排除について、ビックイシュー基金（2010）の調査では若年層ホームレス50人のうち6人（12%）が「おとな養育者」として児童養護施設と回答している。また、永野ら（2014）は、児童養護施設退所後直近の3年間でも退所後に施設側が連絡を取ることのできる退所者は7割程度（2009-2012年度）であり、すでに約3割が所在不明であることを明らかにしている。さらに連絡を取ることができる退所者の生活状況も司法や医療、社会福祉の介入がある割合の高さを指摘している。

子ども時代に保護者との離別経験のある社会的養護の当事者は施設等の退所を経て、その後どのような生活を重ねているのだろうか。そこで本研究では、社会的養護経験者の生活過程かつホームレス経験を射程とし、子ども時代の貧困の持続性の観点から考察を行う。

2. 研究目的

本稿は、保護者の貧困や虐待などの理由によって児童養護施設をはじめとする社会的養護を経験し、なおかつ措置解除後にホームレス生活を経験した人のインタビュー調査から生活史を分析することを目的とする。具体的には、措置中における生活の立て直しや社会的養護離脱後のホームレス生活に至る過程や要因について、貧困の持続性を軸に「当事者の語り」から明らかにしたい。

なお、本稿で使用している「ホームレス経験」とは、路上生活だけではなく、安定的な住居を持たない状態の「住所喪失不安定就労者」も含めて使用しているⁱⁱ。

II. 研究方法

1. 調査対象者と選定方法

本研究における対象者の把握は次の方法で行った。第1に、包摂的支援研究会（代表：日本福祉大学山田壮志郎准教授）が実施している「パネル調査を軸としたホームレス経験者への包摂的支援のあり方に関する研究」において回答が得られた人の中から抽出した（回答者337名、回収

率42.1%)。なお、同調査の対象者はホームレス経験があり、現在はアパートで生活している800名である。第2に、同調査において「子どものころ、乳児院や養護施設ⁱⁱⁱ（現在の児童養護施設）で暮らしたり、里親の下で暮らした経験はありますか」という質問に対して「はい」と回答した人を生活史分析のためのインタビュー調査の対象とした。

アンケート回答者337名のホームレス経験者のうち、「子ども時代に保護者との離別経験がある施設等経験者」は36名であり、全体の11%であった。インタビュー調査対象者は36名であり、本研究では36名のうち、実際に調査を行うことができた11名を分析の対象とした。

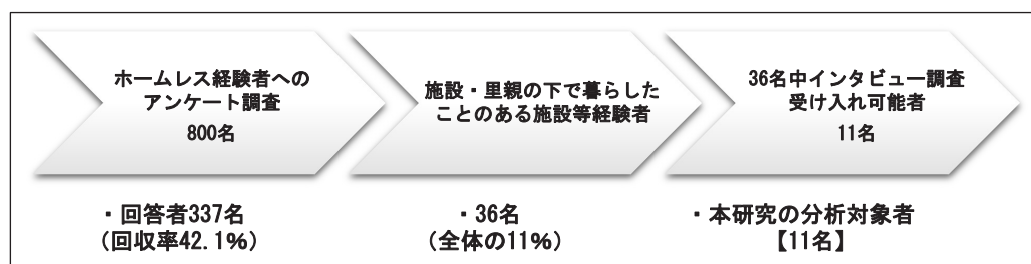


図1 研究対象者の選定方法

2. データ収集方法

インタビューは、調査対象者の自宅または支援機関等において半構造化面接の手法で実施した。インタビューの項目は、子ども時代の家族構成、保護者との離別経験と理由、保護者との離別年齢とその後の生活拠点、社会的養護下での生活年数と経験、社会的養護からの離脱理由、社会的養護離脱後からホームレス経験までの経緯についてである。それぞれの項目について、自由に語ってもらう形式で実施し、インタビュー時間は1人あたり、1時間30分から3時間である。記録は、調査対象者すべてに了承をいただいた上でICレコーダーに録音し、逐語録に起こした。

インタビュー調査は2013年12月から2014年2月の期間に実施した。

3. 倫理的配慮

本研究は、調査対象者の生活史に基づいたインタビュー調査を実施しており、個人情報保護や人権に最大限の配慮をする必要がある。具体的には次の手続きを踏まえて実行している。第1に、日本社会福祉学会の研究倫理指針に従って研究を遂行するとともに研究の実施前に日本福祉大学「人を対象とする研究」に関わる倫理審査委員会の承認を得ている。第2に、上記の内容について、調査実施前に研究対象者と「研究遂行および研究結果の公表に関する合意書」を結び、研究対象者の人権を遵守すること、調査対象者から調査の継続および公表に同意が得られない場合、研究の遂行途中であっても中断することができる書面にて確認し、承諾を得ている。

Ⅲ. 結果

1. インタビュー対象者の基本的属性

インタビュー対象者の基本属性は表1に記した。年齢層は40代以下2名(10.8%)、50代4名(12.9%)、60代2名(9.9%)、70代以上3名(10.6%)である。性別は、男性10名、女性1名である。教育歴は、高校卒業3名、中学卒業5名、小学校卒業3名である。社会的養護の経験は、養護施設(現在の児童養護施設)5名、教護院(現在の児童自立支援施設)1名、その他5名である。保護者との離別により、社会的養護下等にあった年代は1980年代から1930年代である。

表1 基本的属性

対象者	年齢	性別	教育歴	社会的養護の経験	保護者との離別年代
Aさん	30代前半	男性	高校卒業	養護施設	1980年代後半
Bさん	30代前半	男性	中学卒業	養護施設	1980年代前半
Cさん	50代前半	男性	中学卒業	養護施設	1970年代前半
Dさん	50代前半	男性	高校卒業	養護施設	1960年代前半
Eさん	50代半ば	男性	中学卒業	—(養子縁組)	1950年代後半
Fさん	50代半ば	男性	高校卒業	—(養子縁組)	1950年代後半
Gさん	60代前半	男性	中学卒業	教護院	1960年代後半
Hさん	60代半ば	男性	小学校卒業	施設?	1940年代後半
Iさん	70代前半	男性	小学校卒業	—(住込み奉公)	1950年代前半
Jさん	70代前半	男性	中学卒業	養護施設	1940年代後半
Kさん	70代後半	女性	小学校卒業	施設?10歳-路上	1930年代後半

2. 保護者との離別経過と社会的養護での生活経験

11名の社会的養護への措置理由について詳しく見ていきたい。本人が語る措置理由と年齢を表2に記した。

表2 社会的養護への措置年齢と理由

対象者	年齢	社会的養護への措置理由
Aさん (30代前半)	5-6歳 (1年)	父母の離婚直後、きょうだいが入院し母親が付添になった。親戚宅で暮らしたが、いじめられたため養護施設に入所した。
Bさん (30代前半)	3歳 (12年)	母親の精神疾患。父親は「記憶にまったくない」。中学卒業後まで養護施設で生活した。
Cさん (50代前半)	11歳 (4年)	父母の離婚後、父親に引き取られるが、仕事のため祖父母宅へ。万引きなどが原因となり11歳の時に養護施設に入所した。
Dさん (50代前半)	4歳 (14年)	生みの親とはほとんど面識がない。戸籍上、養父母はいる。貧困であったが「なんで入ったのかも当時はわからなかった」。
Eさん (50代後半)	1歳 (18年)	実父は不明。1歳頃から養父母宅で生活した。

社会的養護離脱後のホームレス経験に関する研究（谷口）

Fさん (50代後半)	0歳 (18年)	実父は不明。生後すぐ実母に「捨てられた」。5歳まで高架下で「孤児グループ」で生活し、6歳から養父母宅で生活した。
Gさん (60代前半)	14歳 (1年)	学校でのいじめ、父方祖母と実母の折り合いが悪く、民生委員との協議の結果、教護院へ入所した。
Hさん (60代後半)	0歳 (12年)	生後すぐ遺棄され、乳児院から養護施設に入所した。
Iさん (70代前半)	9歳 (6年)	父親は出稼ぎ、母親は家出し、親類宅を転々とした。9歳の時に住込みで工具となった。
Jさん (70代前半)	7歳 (8年)	父親が戦争に行き、母親一人で4人の子どもを育てられなかった。きょうだい3人で養護施設へ入所した。
Kさん (70代後半)	0歳 (10年)	生後すぐ遺棄され、当時の施設長に「匿われて」養護施設へ入所した。
年齢の下の（ ）内は通算の社会的養護および養父母宅での生活年数を示す。		

社会的養護からの離脱理由と退所形態は表3の通りである。離脱形態は、1名は家庭復帰、6人は学校卒業による自立退所（年齢満期退所）である。なお、退所形態では「就職による退所」を自立退所と区分する。ただ、自立退所の中には、Hさんのように小学校卒業後に就職する場合も含まれている。

表3 社会的養護からの離脱形態と理由

	社会的養護離脱形態	離脱理由
Aさん (30代前半)	家庭復帰	小学2年生で養護施設を退所した。その後、母親ときょうだいと祖母宅で暮らし、小学校卒業後から母子寮で生活した。
Bさん (30代前半)	自立退所(中学卒業)	中学卒業後、里親宅から高校進学を目指すのが断念した。里親とも折り合いが悪く、20歳の頃「ほぼ追い出された」。
Cさん (50代前半)	自立退所(中学卒業)	中学卒業と同時に退所した。
Dさん (50代前半)	自立退所(高校卒業)	高校卒業と同時に退所した。
Eさん (50代後半)	その他(養子縁組)	18歳の時、養父と喧嘩し離縁された。
Fさん (50代後半)	その他(養子縁組)	高校卒業後、就職を機に養父母宅を出た。
Gさん (60代前半)	自立退所(中学卒業)	中学卒業と同時に退所した。
Hさん (60代後半)	自立退所(小学卒業)	小学卒業と同時に退所した。12歳から工具として働いた。
Iさん (70代前半)	その他(住込み奉公)	小学校低学年の時は親類宅を転々とし、9歳から工具として住込み奉公として働いた。

Jさん (70代前半)	自立退所(中学卒業)	中学卒業と同時に退所した。
Kさん (70代後半)	その他(制度外)	10歳の時、当時の施設長から出ていくように言われた。

3. 社会的養護離脱後の生活とホームレス経験

社会的養護からの離脱後、どのような経緯でホームレス生活を経験したのだろうか。家族や施設との関係性とホームレス経験を見てみたい。

表4 社会的養護離脱後の家族との関わり

	社会的養護離脱後の施設や家族との関わり
Aさん (30代前半)	養護施設退所後から家族とともに暮らした。Aさんが20代半ばの時、母親が再婚し、義父と折が合わず一人暮らしとなる。その後、現在まで一度も連絡を取っていない。
Bさん (30代前半)	<u>なし</u> 。施設には一度だけ電話をしたことがある。母親は病気で長期入院しており、電話で会話できる状態ではない。余裕のある時には里親宅に仕送りをしていたが、自らの銀行口座から給料を勝手に引き出される時もあった。
Cさん (50代前半)	就職後、会社を辞めるたびに祖母宅に帰っていたが、20代の頃、叔母に会社の資格支援の保証人になってもらうものの借金を踏み倒したので、それ以来実家に帰ることはできなくなった。
Dさん (50代前半)	自衛隊にいるときに「今はこんな感じになったよ」と施設に行ったが、 <u>あまり歓迎されなかった</u> 。「家族でも家族ではない」。
Eさん (50代後半)	19歳の時に養父母と離縁して以来、 <u>会っていないし会いたいとも思わない</u> 。22歳の時に自ら調べて実母に会いに行ったが迷惑そうだったので、それきり会っていない。
Fさん (50代後半)	<u>なし</u> 。
Gさん (60代前半)	実家には <u>1ヶ月に1度の割合で電話</u> をしている。実家に遊びに行ったことはある。
Hさん (60代後半)	<u>なし</u> 。きょうだいの訃報の連絡はあった。
Iさん (70代前半)	<u>なし</u> 。
Jさん (70代前半)	長期就業していた頃に母親と同居していたことがある。きょうだいとは交流がある。
Kさん (70代後半)	<u>なし</u> 。20代の頃に結婚をして自らの家族(夫と子ども)を形成している。

表5は、社会的養護からの離脱とホームレス経験である。

表5 ホームレス経験

	社会的養護からの離脱とホームレス経験
Aさん (30代前半)	25歳まで母親と同居するが、母親の再婚によって一人暮らしとなる。2008年のリーマンショックにより派遣切りに遭い、 <u>1-2週間ほど野宿やネットカフェで生活した。</u>
Bさん (30代前半)	20歳まで里親宅で生活した。その後、派遣労働者として全国を転々としながらも、里親宅へ仕送りをしていた。仕事がない期間は友人宅に居候していた。 <u>2か月ほど野宿した経験が2回ある。</u>
Cさん (50代前半)	中学卒業後、工場で働き退職のたびに地元（九州地方）に帰った。勤務先はタクシー会社、自衛隊、飯場など。40代で飯場めぐりをしている時に人間不信になり、 <u>1-3年ほど野宿した。</u>
Dさん (50代前半)	高校卒業後、自衛隊、運送会社で勤務後、20年板金工をしていた。2008年にリーマンショックにより派遣切りに遭い、 <u>1日野宿した。</u>
Eさん (50代後半)	19歳の時、養父母と離縁後、日雇い労働者として全国を転々とした。20代の頃に <u>3ヶ月ほど野宿した。</u> 20代から50代半ばは「日雇いと飯場の生活」。
Fさん (50代後半)	18歳の時に就職し、以来養父母との関わりはない。30代から40代にかけて <u>10年ほど野宿した。</u>
Gさん (60代前半)	15歳で教護院を退所後、工具、運送業、期間工、自衛隊、日雇い労働などをした。 <u>1週間ほど野宿した。</u>
Hさん (60代後半)	12歳で養護施設を退所後、16歳まで工員として働いた。16歳から <u>3ヶ月ほど野宿し、救護施設に入った。</u>
Iさん (70代前半)	10歳ぐらいの時から住込みで工員として働き、16歳の時に独立した。40代から60代半ばまで工員として働いた。退職後、 <u>金銭的に困窮し7か月ほど野宿した。</u>
Jさん (70代前半)	中学卒業後、洋品店（2年）、パン工場（20年）、スキー場（3年）、日雇いの仕事（4年と2年）をした。50代半ばに <u>1か月</u> 、60代に <u>6ヶ月ほど野宿した。</u>
Kさん (70代後半)	施設長から「隠れて匿っているから10歳で出ていくよう」言われ、10歳から20歳まで住所不定生活を送った。結婚後、子育てに専念していたが、60代で夫と <u>2週間ほど野宿した。</u>

IV. 当事者の語りから—AさんとBさんの生活史—

次に、インタビューで語られたAさんとBさんの生活史を見ていこう。ここでAさんとBさんを取り上げる理由は、第1に養護施設退所後から18年であり、他の対象者と比して日が浅いこと、第2に調査時に30代前半と若年であることがある。第3に社会的養護を通した生活の立て直しが対照的であり、Bさんは調査対象者のなかでもとりわけ社会的排除の状態にあると考えられたためである。

1. Aさん（30代前半）の生活史

Aさんは、施設で暮らした経験がある5名のなかで唯一施設退所後に保護者と暮らした経験がある。小学2年生の時に養護施設を退所し、母親ときょうだい3人と祖母と5人で暮らしていたが生活は苦しかった。「質素というか、ほんとぎりぎり、…まあ、なんだろう、学費は払えるんで

すけども、まあ、ぎりぎりの生活で、っていう感じでしたね。電気ガス水道が止まってるのが、もうなんか恒例行事みたいな。毎月何かしら止まるみたいな」（筆者注：インタビューの逐語録より。以下同）。さらに、施設への入所理由にもなったAさんのきょうだいの病気もあり、母親は日々の生活と看病に追われ「大変そうだった」と振り返っている。高校には奨学金を頼りに通いながら、家計が「なんとか少しでも楽になれば」という思いでアルバイトをしていた。高校卒業後、母親ときょうだい同居しながら正社員として8年間勤務するが、母親の再婚によって遠方への引越しを余儀なくされ、その結果転職をした。引越し後、母親、きょうだい、義父とともに暮らしていたが、義父と折り合いが悪く、家を出た。それ以来、家族とは一度も連絡を取っていない。この間、寮付の仕事を探し、派遣社員として全国を転々としていたが、リーマンショックによる派遣切りに遭い、2週間ほど野宿生活を体験した。その後、ホームレス支援団体に出会い、生活保護を受給し、現在のアパートでの暮らしが始まった。現在は生活保護を受給しておらず、介護の仕事をしている。今後、自分が子どもたちを世話をする立場になりたいと考えている。「施設で暮らす子どもと社会の橋渡しをしたい」と述べていた。

2. Bさん（30代前半）の生活史

Bさんは、母親の精神疾患により3歳の時に養護施設に入所した。父親の記憶はまったくなく、一度も会ったことがない。「どうやって生まれたんだろう」と語っている。3歳で入所した後、中学卒業後まで同じ施設で生活した。養護施設退所後は「里親（叔父、以下同）」の下で高校進学を目指したが1年で断念し、「里親」の家業を手伝っていた。この間、「里親」の実子（Bさんのいとこ）と折り合いが悪く、いじめられることもあり、20歳の頃に「里親」宅を追い出されたという。その後、20代は派遣社員として全国を各地で過ごした。金銭的に余裕のある時は「里親」宅に仕送りをしていたが、自分の知らぬところで里親家族が自分の給料を銀行から引き出すようになり、疎遠になった。上記の事情により経済的に困窮していたBさんは社員寮でたびたび他人の食料を盗み、トラブルに発展したため、退職をせざるを得なくなってしまった。10年ほど前に現在の居住地にたどり着き、路上生活を体験した。

調査時において、Bさんは生活保護を受給しながらアパートで一人で暮らしていた。Bさん自身も精神的に不安定であり、就労が困難な状況である。支援者によると、精神障害者手帳を所持しているとのことだが、Bさんは「わからない」という。Bさんの母親は継続的に入院しており、会話ができる状態ではない。退所後、一度だけ施設に電話したが、知っている職員はおらず、関わりもない。できれば、生まれ育った場所に帰りたいが金銭的に困窮し、電話もできない状況である。

3. Bさんの語りから

Bさんは子ども時代から大人になるまでの自らの育ちについて、以下のように語っている。

なんかわからないうちに大人になったっていうか、なんだか知らないうちに（施設から）「里親」のところに行ったというか、何にも知らんうちになって感じですよ。

（…中略…）

勉強は嫌いじゃなかったですけど。ちっちゃい頃はあれがあって、「知恵遅れ」っていうんですか。

（…中略…）中学校を卒業する時に自分で「あ、高校無理だな」って思っ。

Bさんにとって「大人になる」ということは、必ずしも選択や成長の結果ではない。また、社会とのつながりについては「たまたま」であり、偶発的なものであると語っている。

なんか、社会の仕組みとか知らなかった。そう、今までは、その、ネットワークっていうんですか。（…中略…）ただ、施設とかって自分がそこにいるってのはわかってたんですけど、それって結局社会のネットワークみたいのがあって、たまたまそこに自分がかかって入ったみたいな感じで。それくらいにしか思っなくて。

Bさんは「どうやって生まれたんだろう」と語るなど、自らの出生に疑問を持っており、「（自分の生い立ちや家族の状況について）やっぱちゃんと理解したい」と考えていたが、施設にいた職員は教えてくれなかったという。それでも彼は、生まれる環境を選べないことについて、「それはしょうがないと思います。自分でどうにかしてできることでもないんで」と述べていた。さらに、「子どもは選択できないじゃないですか…」と自らの「運命」を受入れつつ、苦悩している様子であった。

Bさんは、15歳で施設を退所する時に児童相談所で知能検査を受け「ボーダーと認定された」という。その時点では知的障害のある人に発行される療育手帳について、説明を受けた記憶はないという。今は、「それで生活が変わるんだったりするんだったら、自分で受けた方が良かったのかな」と振り返る。

さらに15歳まで過ごした養護施設での生活では、「将来のことを考えるほどの余裕はない」と振り返り、当時は人間関係に悩みいじめに耐えていたという。

あの、やっぱ、将来のことを考えるほどの多分余裕はないですね。やっぱ施設にいたら、人間関係、上下関係とか、いじめとかあるんで、朝から晩までそれに耐えることを考えている人間にさ。うん、ちよっと、うん、厳しいですよ。帰りたい場所とかが、見つければね、それが優先じゃないかなと。そういう場所を作ってあげてから。（…中略…）

僕も施設にいたとき、いじめたことありましたが、年下の子を。いじめる人はいじめる人でストレスを抱えているんで、まずはそういうストレスをため込まない環境を作ってあげる。そしたら、すぐには無くならないかもしれないですけど、そういう、そういうのって文化もあると思うし、まあ、長い時間かけて、そういう環境作って長い目で見ていけば絶対良くなると思ってるんで。

Bさんによれば、施設での生活ははじめもあり、人間関係のストレスにより、将来展望を描くというよりは、日々の生活を送ることで精いっぱいであることを意味している。それをBさんは、「施設の文化」として位置づけ、施設ではなく「帰りたい場所」を見つけることの大切さを指摘している。このように、Bさんにとって施設は「帰りたい場所」とも「居場所」とも捉えられなかった。

子どもとともに生活を形成する援助実践者である施設職員については、「やっぱ、もう働きに来ていた人、っていうか、社会人として働いていて、それがたまたまその場所だったから毎日来ているのかなって。(職員との) 距離感はあるし、たぶん無くなることはない」と述べていた。自らの成長を見届け、ともに生活をした職員に退所後に連絡を取ったり、会ったりしたことはないという。

V. 考察

1. ホームレス生活に至る経緯

インタビュー調査では11名にホームレス経験に至る生活過程の語りが聞かれた。先行研究では、ホームレスに至る経緯について「転落型」、「労働住宅型」、「長期排除型」の3類型が示されている(岩田：2008：62-73)。以下は岩田(2008)に基づき、11名の経緯を分類した表である。

表6 岩田(2008)によるホームレスに至る経緯の3類型

類型	ホームレスに至る経緯	本調査対象者
転落型	最長職は安定しており、路上直前まで普通住宅に住んでいた人々が急に路上へ出現した人々	なし
労働住宅型	最長職は安定しており、路上直前に労働型住宅に移行し、その後路上へ出てきた人々	Aさん、Dさん、Jさん、Iさん
長期排除型	最長職時から不安定職にある人々	Bさん、Cさん、Eさん、Fさん、Gさん、Hさん、Kさん

「長期排除型」に属する人について岩田(2008)は「排除というより、最初から社会への参加が十分なされていなかった、というほうが適切かもしれない」(65)と指摘しているが、本調査対象者はほとんどこれに該当する。社会的養護からの離脱は「就職のために準備をした後」というよりは、中学卒業、高校卒業といった施設や里親が設定した年齢満期の区切りにより社会的養護から切り離され、自立生活を送っている。一方で、本研究の対象者には「転落型」に該当する人はいないという特徴がある。インタビュー調査から聞かれた生活史と併せると、11名ともいわゆる「安定している時期」がなく、なんらかの事情により家族とともに暮らすことができないという社会的養護の事由が子ども時代から大人になっても一貫して継続していることがわかる。

2. 高校進学による教育機会—特別育成費との関連から—

次に、教育機会との関連をみてみよう。11名の教育歴は、高校卒業が3名、中学卒業が5名、小学校卒業が3名である。それぞれ、社会的養護下にあった時代が異なることから、当時の進学率と進学に関する制度とともに考察したい。社会的養護の下で暮らす子どもの高校・高等専門学校進学については、1973年がターニングポイントとなる。厚生省児童家庭局長通知「高校進学の実施について」により特別育成費が措置費に追加されたことによって、制度として進学が可能になったためである。

11名のうち、1973年以降に中学を卒業した人はAさん、Bさん、Cさん、Dさんである。Aさんは小学校低学年の時に家庭復帰しており、BさんとCさんは高校進学をしていない。したがって、本調査対象者において特別育成費の対象はDさんのみである。Dさんは中学卒業後「職業訓練学校のような」高校に通い、18歳で高校卒業後は自衛隊に入隊している。中学卒業後に進学をしなかったBさんとCさんについて、それぞれの中学卒業当時の全国進学率は90%を超えている。Bさんが中学を卒業したのは1990年代であり、当時の施設在籍児童の進学率は75%程度であった。本人も進学を希望し、高校受験をしたが合格は叶わず中学卒業と同時に施設を退所することになった。施設退所後は、里親宅から高校進学を目指したが、「知的にアレだったから」（※筆者注：施設退所時に児童相談所で知能検査をした結果、「ボーダーライン」との判定を受けた）1年で断念することになった。Cさんは、通っていた中学で就職したのは「自分一人だけ」だったと言うが、施設生活ではいじめや体罰があり、「早く施設から出て行きたい」ため本人も就職を希望した。

特別育成費の対象ではないが、里親宅から高校進学をしたFさんは、清掃のアルバイトをしながら高校に通っていたという。ただ当時、里親からは「人間扱いではなく、物として扱われた」と振り返り、高校卒業後、就職を機に自立生活を送ることになった時「楽になった」と述べていた。ケース数としては限られているが、特別育成費の対象はDさんのみであり、少なくとも本調査対象者は高校卒業という教育経験が「安定した生活」や生活の立て直しに大きくシフトするわけではないことが示唆される。「高校卒業」という教育経験を手に入れるだけでは大きく将来が変わるわけではないほど、対象者らが子ども時代から置かれている環境は厳しいと考えられる。

3. 「安定」がない生活過程

厚生労働省によるホームレスの実態調査（2007）によれば、ホームレスに至った理由は、上位から「仕事が減った」31.4%、「倒産・失業」26.6%、「病気・けが・高齢で仕事ができなくなった」21.0%とあり、失業がホームレスに至る直接的理由として挙げられている。ただ、失業がすぐにホームレス生活に直結するわけではなく、居住歴を合わせてみると労働に関連した住宅が多いことが特徴である。山田（2009）は「不安定雇用層が失業し、それと同時に住居も失ったこと

でホームレス化している」と述べている。さらに山田はホームレス問題は仕事と住居を失うと同時に『『つながり』や関係性を喪失した人々の問題としても捉えるべき』であると指摘する。谷口（2011）でも明らかにされているように社会的養護経験者は、保護者との離別に伴い、重なる「定点」の移動を経験している。これはすなわち、関係性の移動を意味する。さらに社会的養護離脱後は保護者だけではなく、施設職員や養父母といった養育者との関係性もほとんどなくなり、拠り所のなさを加速させている。社会的養護離脱後、就職し自立生活を送ることは安定した生活への契機となるが、彼/彼女らが抱える生活基盤の脆弱さにはさほど変化はない。

語られた生活史では、AさんもBさんも社会的養護からの離脱後、および20歳を超え自立生活を送っているなかでも家族の問題に巻き込まれ、結果的に離職に至っている。ほかの調査対象者においても、子ども時代から常に家族基盤の脆さが自らの生活基盤を揺るがしている点は共通している。つまり、子ども時代は社会的養護というシステムに包摂されるが、社会的養護が発生する問題自体は子ども時代を経て大人になったとしても解決されていないと考えられよう。

VI. 今後の課題

今回の研究では、社会的養護かつホームレス経験者を対象とし、さらに当事者の語りに主眼を置いた。そのため、子ども時代の社会的養護の経験とその後のホームレス経験の因果関係を示すことについては、一定の限界を考慮する必要がある。今後は、援助者や制度との関わりから生活史をより丁寧に分析することによって、子ども時代に貧困を断ち切る可能性について探りたい。

※本研究は文部科学省による科学研究費補助金「児童養護施設で生活する当事者の自立生活への移行過程と社会的援助に関する縦断的研究」（代表：谷口由希子、研究課題番号：24730485、2012年度～2016年度）および、科学研究費補助金「パネル調査を軸にしたホームレス経験者への包摂的支援に関する研究」（代表：山田壮志郎、研究課題番号：24330179、2012年度～2014年度）の助成を受けて実施したものである。

参考文献

- 江口英一編（1981）『社会福祉と貧困』法律文化社
後藤広史（2010）「大都市『ホームレス』の実態と支援課題」『貧困研究』Vol. 4
後藤広史（2013）『ホームレス状態からの「脱却」に向けた支援—人間関係・自尊感情・「場」の保障』明石書店
岩田正美（2008）『社会的排除—参加の欠如・不確かな帰属』有斐閣
片岡志保（2013）「高度経済成長期の養護施設における中学卒業児童の進路に対する実践と政策の変遷」『社会福祉学』第54巻第2号
厚生労働省（2007）『住居喪失不安定就労者等の実態に関する調査報告書』

- 厚生労働省（2007）『ホームレスの実態に関する全国調査』
- 永野咲、有村大士（2014）「社会的養護措置解除後の生活実態とデプリベーション—二次分析による仮説生成と一次データからの示唆」『社会福祉学』第54巻4号
- 特定非営利活動法人ビッグイシュー基金（2010）『若者ホームレス白書』
- 谷口由希子（2011）『児童養護施設の子どもの生活過程—子どもたちはなぜ排除状態から脱け出せないのか』明石書店（2013年第二版）
- 坪井瞳（2011）「児童養護施設在籍児童の中学卒業後の進路動向—A県児童養護施設における調査から」『子どもの虹情報研修センター平成23年度研究報告書』
- 山田壮志郎（2009）『ホームレス支援における就労と福祉』明石書店
- 全国児童養護施設協議会（2006）「児童養護施設における子どもたちの自立支援の拡充に向けて—平成17年度児童養護施設入所児童の進路に関する調査報告書」

-
- ⁱ ここでいう「社会的養護」とは、「保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するシステム」であり、具体的には児童養護施設や里親養育、乳児院、母子生活支援施設、児童自立支援施設等を指している。なお、本研究の対象者を主体として捉えたと、現在の厚生労働省の定義する社会的養護のうち「養育に大きな困難を抱える家庭への支援」は含まれない。
- ⁱⁱ 厚生労働省（2007）では、「住居を失いインターネットカフェ・漫画喫茶等の店舗で寝泊まりしながら不安定就労に従事する」人を「住所喪失不安定就労者」として調査報告している。
- ⁱⁱⁱ 児童養護施設は1997年の児童福祉法改正（1998年施行）までは「養護施設」の名称が用いられており、本研究の対象者の居住年代を鑑みると「養護施設」での生活経験者である。したがって、本研究では調査対象者の生活拠点を指す場合は「養護施設」と表記したい。同様の理由で児童自立支援施設は「教護院」、母子生活支援施設は「母子寮」と表記している。